（法第四十九条第三号等の政令で定める法令）

第六条　法第四十九条第三号、第五十条第一項第四号及び第五十一条第三号の政令で定める法令は、第三条各号に掲げる法令とする。

（特定細胞加工物の製造の許可等の更新の申請に係る手数料の額）

第七条　法第五十七条第一項第一号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、八千二百円とする。

2　法第五十七条第一項第二号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万百円とする。

（機構による調査に係る手数料の額）

第八条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下この条において「機構」という。）が法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第一項の許可についての同条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　実地の調査を伴う許可　十四万四千円

二　実地の調査を伴わない許可　九万八千二百円

2　機構が法第三十八条第一項の規定により行う法第三十六条第一項の許可の更新についての同条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　実地の調査を伴う許可の更新　九万七千百円

二　実地の調査を伴わない許可の更新　四万八千六百円

3　機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十九条第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　実地の調査を伴う認定　十二万五百円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次項第一号において「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額

二　実地の調査を伴わない認定　五万四千二百円

4　機構が法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定により行う法第三十九条第二項において準用する法第三十六条第一項の認定の更新についての法第三十九条第二項において準用する法第三十五条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　実地の調査を伴う認定の更新　五万六千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

二　実地の調査を伴わない認定の更新　三万七千百円

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項に次の一号を加える。

十二　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第三十三条の三第二項に次の一号を加える。

十三　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第二項に次の一号を加える。

七　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第二十五条の十二第二項に次の一号を加える。

八　再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七条の十一第二項に次の一号を加える。

八　再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（生活保護法施行令の一部改正）

第四条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

二十五　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第四条の三に次の一号を加える。

二十八　再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第五条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）」を「、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）」に改める。

第十四条の二及び附則第三条中「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を「、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第十五号中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削り、同条に次の一号を加える。

二十三　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第三十五条の五に次の一号を加える。

二十六　再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第十五号中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削り、同条に次の一号を加える。

二十三　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第三十五条の四に次の一号を加える。

二十六　再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第八条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十七号を第四百三十八号とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十七　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）